

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県

### 2 構造改革特別区域の名称

あいち新たな農業・関連産業人づくり特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

愛知県の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

(1) 愛知県は農業産出額が全国第5位に位置し、野菜・果樹・花き類の園芸作物を中心に全国一の栽培品目を多く持つ農業生産の盛んな県であるため、農業法人及び農業を補完する農業生産資材製造・販売企業や農協営農指導員などの農業関連産業から農業に関する総合的・実践的な知識・技術を持つ人材労働力への需要があり、今後、農業経営の法人化が進展すれば新たな労働力需要も見込まれる。

(2) 本県は、「愛知県農林業振興施設条例」により県中央部の岡崎市に、農業後継者及び農村地域の指導者として必要な農業に関する知識及び技術並びに指導力を修得させるため、また、農業者等に農業に関する知識を普及するため、愛知県立農業大学校(教育部農学科、研修部)を設置している。

過去5年間の平均において、入学者数は定員100名の84%で内農家子弟以外の割合は37%で増加傾向にある。卒業時点における学生進路は、即時就農・農業研修38%、就職41%(うち14%は将来就農を前提として一時的に就職する者)、進学21%で、農業研修が減少し就職が増加する傾向にあり進路は多様化しつつある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 農業法人及び農業を補完する農業生産資材製造・販売企業や農協営農指導員などの農業関連産業は、農業に関する総合的・実践的な知識・技術を持ち即戦力となる人材労働力を求めており、農業生産や食料に関する知識と技術を実践の中で学んでいる愛知県立農業大学校の卒業生は、有用な人材と考えられている。一方、同校には農業法人や農業関連産業への就農、就職を希望する学生も多く、本県農業を支える農業・関連産業人を育てるために、新たに労働力の需要供給の円滑な調整をすすめることが必要となっている。

(2) 特区認定により、農業大学校で従来できなかった無料職業紹介事業による農業関連産業等への求人問い合わせ、人材の斡旋等が実施でき、農業関連産業等へは適正な人材の供給、学生にとっては希望に沿った就職先の斡旋が可能となる。

- ( 3 ) 農業大学校で職業紹介を行うことにより、大学校の魅力が増え入学者の増加が期待でき、また学生が目標意識を明確に持つことにより教育効果が上がり、将来の就農者や農業指導者等の増加が期待できる。
- ( 4 ) 新たな人材供給体制の取り組みを通じて農業大学校と企業・地域との連携が強化され、地域農業の発展、関連産業活動の活性化、及び若者の雇用促進が期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本県では、平成11年1月に「あいち農林水産業ビジョン2010 - ゆとりと活力ある農林水産業の確立に向けて - 」を策定し、「魅力とやりがいのある農業の実現」を実現するために「多様な担い手の育成と農業団体等の活性化」の方策として、農業大学校を「若者に夢と希望を抱かせる学園」、「開かれた農業大学校」とすべく教育体制、組織、施設などの総合整備を進めてきた。

今回の特区認定により、農業大学校学生に対し適切な就農・就職斡旋が実施できることにより、「若者に夢と希望を抱かせる学園」としてさらに一步前進することができ、農業大学校の魅力が高まることによる入学者の増加及び資質の向上等を通じて本県における新規就農者の増加と農業関連産業の活性化を目指す。

さらに、本県での取り組みがモデルとなり、全国に設置されている農業大学校において同様の取り組みが促進されることによって、規制の特例措置の効果が全国的に波及することとなり、「農業を支える人づくり」における構造改革に資する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業大学校学生に対し適切な就農・就職斡旋が実施できることにより、構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果としての短期的な目標として以下の数値の達成を目指す。

農業大学校教育部農学科入学者数100名(定員100%)の確保

就職希望学生の農業法人・農業関連産業への就職100%決定

これらの短期目標の達成によって、農業生産や食料に関する知識と技術を実践の中で学び総合的な実践力を持った人材がより多く育成され、就農及び関連産業に就職することにより、地域の農業生産活動や農業関連産業活動が活性化され、構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果としての長期的な目標として「あいち農林水産業ビジョン2010」で目指している「魅力とやりがいのある農業の実現」における以下の数値目標の達成につながるものである。

新規就農者数200名/年の確保

優れた経営体7,000戸の確保

## 8 特定事業の名称

農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業(番号905)

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)に基づき、県は愛知県青年等就農促進方針を定め、青年農業者等育成センターなどの関係団体と連携し、青年等の作成する就農計画の認定、新規就農希望者に対する農業技術、経営に関する相談活動の実施、団体を通じた就農支援資金の貸付、就農支援に関する調査、広報活動など新規就農者の育成確保に努めている。

また、農業大学校及び農林水産事務所農業改良普及課(地域農業改良普及センター)では、平成15年度から農業者の生涯教育研修および一般県民の農業理解を促進する研修体系を再編整備し新たに開始した。これらの研修事業を通じて、職業選択期にある高校生の農業理解の促進、新規就農者の発展段階に応じた能力向上、他産業からのUターン就農者、新規参入者の短期経営基礎能力形成、および一般県民・児童の食と農に対する理解を深めることに努める。

これらの事業により農業を支える人づくりを総合的に推進する。

- (1) 就農サポートシステム総合整備事業

新規就農希望者に対する相談活動を通じて、認定就農者(作成した就農計画が知事認定された者)となるよう指導・助言し、技術修得のための研修や経営開始に必要な施設設備等については無利子の就農支援資金貸付でサポートする。

- (2) 農業者生涯教育研修

農業大学校において、農業者を対象に経営改善に関する知識・技術・技能を修得させるため県内共通の課題について、農業者の発展段階に応じた生涯教育研修を実施する。

- (3) 農業機械研修

農業大学校において、農業者等を対象に農業機械に関する知識・技術・技能を修得させるため発展段階に応じた生涯教育研修を実施する。

- (4) 地域農業者研修

農業改良普及課において、農業者を対象に経営改善に関する知識・技術・技能を修得させるため地域特有の課題について、農業者の発展段階に応じた生涯教育研修を実施する。

- (5) 農業理解研修

農業大学校において、県民を対象に、食料・農業・農村に対する理解と関心を深めるための研修を実施する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

### 2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

愛知県立農業大学校

### 3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受け、厚生労働大臣に無料職業紹介事業の実施を届け出た日

### 4 特定事業の内容

愛知県立農業大学校長が、同校の学生・研修生及び同校を卒業した者に対し就農又は就職先として、主として県内の農業法人及び農業関連産業への無料職業紹介を実施する。

職業紹介の体制については、進路指導担当者において企業等からの求人情報の収集、管理を行い、各専攻の学生指導担当等と連携を取り、学生の進路希望に添った職業紹介が出来るよう大学校全体での体制づくりに努める。

職業紹介の実施期間は、農業研修教育施設の長による無料職業紹介事業に係る規制の特例措置が適用される日以降、愛知県立農業大学校長が必要と認める期間とする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性

##### ア 農業関係労働力の需要供給調整の必要性

愛知県における平成14年度の新規就農者(40歳未満)は、新規学卒者80人、Uターン青年94人、及び農外からの新規参入者2人の合計176人であり、平成5年度の109人を底に増加傾向にあるものの、「あいち農林水産業ビジョン2010」で目標とする経営体7,000戸の後継者充足に必要な毎年200人には達しておらず、本県農業を将来にわたって維持発展させることは困難な状況にある。

また、愛知県立農業大学校の卒業時点における学生進路は、過去5年間平均において即時就農・農業研修38%、就職41%(うち14%は将来就農を前提に一時的に就職する者)、進学21%で、卒業生の多くが農業経営者として自立することを目標としているが、卒業時点では一時的に農業関連産業等に就職し、企業における経営感覚や情報、技術、人脈などを求めるケースが増えており、また、農家子弟以外の学生では、就農意欲はあるものの経験や資金的な問題から農業法人へ就職し実績を積んだ後、自営を希望するケースや、農業関連産業に就職し産業人として農業に関わり合っていきたいというケースなどがあり、進路が多様化する中で学生と本県農業の将来につながる職業紹介の必要性が高まっている。

これらの状況から、愛知県内は「その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要動向に照らして、その需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するもの」と認められる。

イ 農業大学校の農業改良助長法上の位置づけ

愛知県立農業大学校は、農業改良助長法第14条第1項第5号に規定された協同農業普及事業を実施する農業者研修教育施設であるため、特例措置の内容1の「農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。」に合致する。

ウ 農業大学校の入学資格

愛知県立農業大学校は、入学資格を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者であつて二十五歳以下のもの」としているため、特例措置の内容2の「その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。」に合致する。

(2) 構造改革特別区域計画認定後の手続き

この構造改革特別区域計画が内閣総理大臣から認定を受けた後、愛知県立農業大学校長は、速やかに、厚生労働大臣に対し無料職業紹介事業の実施の届出を行うものとする。